

諮問番号：令和元年度諮問第1号

答申番号：令和元年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人 が平成30年8月17日に提起した処分庁練馬区長による給与所得等に係る特別区民税・都民税の特別徴収額の決定に関する処分(以下「本件処分」という。)についての審査請求(平成30年10月10付け30練総法第1145号。事件名「給与所得等に係る特別区民税・都民税の特別徴収額変更請求事件」)については、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、税の申告後であっても、修正する事項があれば、これを修正して申告ができることから、「特別区民税・都民税申告書(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)」(以下「本件住民税申告不要等申出書」という。)を提出したのであり、その内容を踏まえ、税額の修正を求めるものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の主張を「本件住民税の賦課決定にあたっては、(審査請求人が所得税の確定申告において選択した分離課税方式と異なる)申告不要制度を適用した上での、新たな賦課決定がなされるべきである」と解釈した上で、概ね、つぎのとおり主張する。

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)の解釈

ア 上場株式等に係る所得については、証券会社等が所得税および住民税を源泉徴収または特別徴収することにより納税が完了するため、個人からの申告は原則不要である。

ただし、住民税の納税義務者が前年分の所得税に係る確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に、住民税の申告書が提出されたものとみなす旨の規定が存在する(法第45条の3、法第317条の3)。

イ 上場株式等に係る所得については、住民税の賦課計算時において所得税と異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、分離課税のいずれか）による賦課計算ができ、住民税の賦課計算にあたり「特定配当または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」（法第32条第12項、同条第14項および法第313条第12項、同条第14項）することが可能である。

ウ ここで、「住民税の納税通知書が送達される時までに」前年分の所得税に係る確定申告書の提出がある場合（上記アただし書のような場合）には、「特定配当または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することはできないのが原則である（法第32条第13項本文、同条第15項本文および法第313条第13項本文、同条第15項本文）。

ただし、所得税の確定申告書と住民税の申告書がいずれも提出された場合には、これらの申告書に記載された事項その他事情を勘案して、「特定配当または特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定」することの適否が決められる（法第32条第13項ただし書、同条第15項ただし書および法第313条第13項ただし書、同条第15項ただし書）。平成29年度地方税制改正により、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するものではないことが明確化されてはいるものの、この場合における住民税の申告書もまた、「住民税の納税通知書が送達される時まで」（法第32条第13項本文、同条第15項本文および法第313条第13項本文、同条第15項本文）に提出される必要がある。本件における地方税法の適用

審査請求人は、平成30年5月10日付け平成30年度給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定通知書が「通常到達すべきであった時」（法第20条第4項）より後である平成30年8月17日付け書面により本件住民税申告不要等申出書を提出しており、これは「納税通知書が送達される時まで」に提出された申告書に該当しないのであるから、審査請求人の主張は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

本件処分は、住民税の納税義務者であり前年分の所得税に係る確定申告書の提出をした審査請求人において、処分庁より納税通知書が送達される時までに本件住民税申告不要等申出書を提出しなかったため、処分庁において平成30年度給与支払報

告書、平成30年度公的年金支払報告書および平成29年分の所得税の確定申告書（以下これらを「本件課税資料」という。）に基づき（本件住民税申告不要等申出書が提出されなかったものとして）なされたものであるところ、本件処分の根拠となる法第32条第13項、同条第15項および法第313条第13項、同条第15項の解釈および適用に誤りはない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、法が更正の請求の制度を規定することから、住民税について所得税と異なる課税方式を選択する場合においても「住民税の納税通知書が送達される時」より後に提出された本件住民税申告不要等申出書を基礎とする賦課決定がなされるべきであると主張するようにも見受けられるところ、両者は制度を異にするものと言わざるを得ず、かかる主張は採用できない。

その他、本件処分につき違法または不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

1 平成31年4月19日 審査庁からの諮問の受付

2 令和元年5月30日 審議

3 令和元年6月25日 審議・答申

第6 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第

9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

本件処分は、住民税の納税義務者であり前年分の所得税に係る確定申告書の提出をした審査請求人において、処分庁より納税通知書が送達される時までに本件住民税申告不要等申出書を提出しなかったため、処分庁において本件課税資料に基づき（本件住民税申告不要等申出書が提出されなかったものとして）なされたものであるところ、本件処分の根拠となる法第32条第13項、同条第15項および法第313条第13項、同条第15項の解釈および適用に誤りはない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、税の申告においては、修正申告が可能であることから、本件住民税申告不要等申出書を提出することで、当該申出書を基礎とする賦課決定がなされるべきであると主張するようにも見受けられるところ、修正申告および更正の請求とは、各種控除額、給与所得額等に増減があった場合など、課税標準等または税額等に誤りや変更があった場合に認められるものであり、本件住民税申告不要等申出書による課税方式の変更とは制度を異にするものと言わざるを得ず、かかる主張は採用できない。

その他、本件処分につき違法または不当な点は認められない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 菊地 隆雄

委員 宇野 康枝